

アイザワの約款・規定集

2026 年 1 月
アイザワ証券株式会社

第 1 章 総 則

(下線部分変更)

新	旧
第7条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第16条（取引報告書） 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時等交付書面」として、取引報告書（以下「取引報告書」という。）を遅滞なく、お客様に交付いたします（郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含む。以下、取引残高報告書についても同じ。）。 第17条（取引残高報告書等） (1)～(2) (現行どおり) (3) 当社は、第 1 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含む。）については、第 1 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 ② (現行どおり) (4)～(8) (現行どおり) 第19条（取引の解約事由） 各契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。 ①～⑥ (現行どおり) ⑦ お客様に以下に該当する行為、言動があった場合 ・ 暴力的行為、または脅迫的な言動 ・ 役職員に対する侮辱、名誉棄損、またはプライバシーを侵害する行為 ・ 当社の業務の運営を妨げる行為 ・ 合理的範囲を超える要求、または同一もしくは同様な要求の執拗な反復 ・ 合理的な理由のない長時間の拘束 ・ 執拗かつ過剰な回数問い合わせ、または連絡 ・ その他当社が不適切と判断した場合 ・ 上記内容に準ずる、当社との信頼関係を著しく損なう行為 (削除) ⑧ お客様が当社との取引に関して風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社がお客様に解約を申し出たとき ⑨ お客様が口座開設申込時に行った「反社会的勢力でないことの確約」に関して、虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき ⑩ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき ⑪ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認ができない場合 ⑫ 当社が第 4 条(4)に基づきお客様に情報提供を求めた場合で、お客様が当社が必要と認める情報提供を行わなかったとき ⑬ お客様が犯罪による収益等の隠匿または收受等に関与したと当社が相当の事由をもって判断したとき ⑭ やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき ⑮ お客様が当社の定める期間内にお取引がない場合は、解約させていただく場合もあります。	第7条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第16条（取引報告書） 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時等交付書面」として、取引報告書（以下「取引報告書」という。）を遅滞なく、お客様に交付いたします（郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含む。以下、取引残高報告書についても同じ。）。 第17条（取引残高報告書等） (1)～(2) (省 略) (3) 当社は、第 1 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 1 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 ② (省 略) (4)～(8) (省 略) 第19条（取引の解約事由） 各契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。 ①～⑥ (省 略) ⑦ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、またはお客様と当社との信頼関係が喪失したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社がお客様に解約を申し出たとき ⑧ お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社がお客様に解約を申し出たとき ⑨ お客様が当社との取引に関して風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社がお客様に解約を申し出たとき ⑩ お客様が口座開設申込時に行った「反社会的勢力でないことの確約」に関して、虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき ⑪ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき ⑫ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認ができない場合 ⑬ 当社が第 4 条(4)に基づきお客様に情報提供を求めた場合で、お客様が当社が必要と認める情報提供を行わなかったとき ⑭ お客様が犯罪による収益等の隠匿または收受等に関与したと当社が相当の事由をもって判断したとき ⑮ やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき ⑯ お客様が当社の定める期間内にお取引がない場合は、解約させていただく場合もあります。

第 9 章 外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
第1条（約款の趣旨） (1) (現行どおり) (2) お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引（以下「外国取引」という。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）ならびに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引に係る売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。	第1条（約款の趣旨） (1) (省 略) (2) お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取次ぐ取引（以下「外国取引」という。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）ならびに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引に係る売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

新	旧
第7条（配当等の処理） (1)～(7) (現行どおり) (8) 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。	第7条（配当等の処理） (1)～(7) (省 略) (新 設)
第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 ①～④ (現行どおり) ⑤ 第1号イ、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用します。 ⑥ (現行どおり)	第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 ①～④ (省 略) ⑤ 第1号イ、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理します。 ⑥ (省 略)
第23条（取引残高報告書の交付） (1) (現行どおり) (2) 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 (3) (現行どおり)	第23条（取引残高報告書の交付） (1) (省 略) (2) 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 (3) (省 略) (新 設)
【附則】（令和7年10月1日） (1) 第7条第8項(第8条第5号において準用する場合を含む。)の改正は、令和12年10月1日より施行します。 (2) 改正後の第7条第8項(第8条第5号において準用する場合を含む。)の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(同号において準用する場合にあっては、同条第1号イ、第2号および第3号により売却処分した代金)についても適用します。	

第 13 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
第3条の3（特定累積投資勘定の設定） (1) (現行どおり) (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合または電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出または当該廃止通知書等記載事項の提供(以下、「 <u>廃止通知の提出または提供</u> 」という。)があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出または提供があった場合には、同日)において設けられます。	第3条の3（特定累積投資勘定の設定） (1) (省 略) (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合または電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
第6条（譲渡の方法） (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 (2) (現行どおり) (3) 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	第6条（譲渡の方法） (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 (2) (省 略) (3) 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
第10条の2（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い） お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。	第10条の2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い） お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。
第10条の3（非課税口座の開設について） (1) (現行どおり) (2) 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出または提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出または提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客	第10条の3（非課税口座の開設について） (1) (省 略) (2) 2028年10月1日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合もしくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合または廃止通知書等記載事項の記載

新	旧
様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 第13条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① (現行どおり) ② 租税特別措置法第37条の14第23項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第25項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日) ③ 租税特別措置法第37条の14第23項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く。) 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ (現行どおり)	がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 第13条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① (省 略) ② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日) ③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く。) 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ (省 略)

第 14 章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
第9条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止） (1) 第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 (2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③ 2026年1月1日 第18条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止） (1) 第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 (2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③ 2026年1月1日 第27条（非課税口座のみなし開設） (1) 2024年以後の各年(その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限る。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除く。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。 第28条（本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① (現行どおり) ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 第18条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ⑤ お客様が基準年の1月1日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑥ お客様が出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前	第9条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止） 第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 (新 設) 第18条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止） 第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 (新 設) 第27条（非課税口座のみなし開設） (1) 2024年以後の各年(その年1月1日においてお客様が18歳である年に限る。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除く。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。 第28条（本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① (省 略) ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 (新 設) ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が基準年の1月1日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ お客様が出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前

新	旧
年 12 月 31 日までに同条(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日	年 12 月 31 日までに同条(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日